

情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の見直しについて

- (1) 国民生活に重要な役割を果たすサービスを提供する回線非設置事業者が参照すべき基準の選定及び適用すべき実施指針の検討
- (2) 「管理規程」、「安全・信頼性基準」の記載事項等の整合性の確保に関する検討

【検討方針(修正版)】

○ 前回からの変更点(主なもの)

- ・ 「伝送路設備」、もしくは「電気通信回線設備」に対する対策である場合は、新区分の実施指針を「一:対象外」とする
- <構成員からの意見>
 - ・ 電気通信回線設備を設置していない場合は対象外となるのではないか
 - ・ 「伝送路設備」は回線設置事業者を前提としたものではないか
 - ・ 構内伝送路等は、その重要性や利用者への影響度合等を考慮すると、本基準の適用範囲に含まれない
- ・ 今後、新区分の対象となるMVNO事業者(音声役務を提供)が出現することを想定し、重要通信、緊急通報、及びふくそう対策に対して、「当該通信を扱う場合は対策を適用する」こととする
- ・ MVNOとMNOの関係について、両者でサービス開始前に調整を図る等を行うことにより、情報提供の実施主体を明確にする
- <構成員からの意見>
 - ・ MVNOとMNOのどちらから利用者が情報を得ればよいのかわからない場合が頻繁に発生しているので、どのような情報を誰から得られるのかということを踏まえた基準とした方がよいのではないか
 - ・ 利用者と直接対応する販売代理店等に事故の詳細を周知することとされているが、最も大事なのは利用者へ周知することなので、MVNOとMNOの責任を明確化して、どちらかが周知することという記載を加えればよいのではないか

- (1) 国民生活に重要な役割を果たすサービスを提供する回線非設置事業者が参照すべき基準の選定及び適用すべき実施指針の検討
- (2) 「管理規程」、「安全・信頼性基準」の記載事項等の整合性の確保に関する検討

【検討方針(9月26日時点)】

(1)について、以下の方針による見直しを実施

- ① 電気通信回線設備事業用ネットワーク(以下「事業用」という。)及びその他の電気通信事業用ネットワーク(以下「その他」という。)が同一の実施指針である場合は、国民生活に重要な役割を果たすサービスを提供する回線非設置事業者の実施指針も事業用及びその他と同一の実施指針とする
- ② 事業用とその他が異なる実施指針である場合、その他が「－:対象外」であれば事業用と同一の実施指針とし、それ以外であればその他と同一の実施指針とする
- ③ 「別表第1 設備等基準」について、回線に対する基準は原則として対象外とする

(2)について、以下の方針による見直しを実施

- ① 新しい安全・信頼性基準(以下「新基準」という。)の構成は、新しい管理規程(以下「新規程」という。)の記載事項の順番とあわせる(管理基準のみ)
- ② 新規程にそのものの記載がない場合は、内容が近い新基準を適用する
- ③ 新規程にあるが現行の安全・信頼性基準にない基準(体制構築や関係者間連携等)については、新基準へ新たに追加する。この場合、新規程への記載事項であることから、事業用は原則「◎」とし、それ以外については内容を踏まえて設定する

- (1) 国民生活に重要な役割を果たすサービスを提供する回線非設置事業者が参照すべき基準の選定及び適用すべき実施指針の検討
- (2) 「管理規程」、「安全・信頼性基準」の記載事項等の整合性の確保に関する検討

【検討事項】

○ 経営責任者の職務の明確化(別表第2 第2. 1. (1) ア)

- 一 電気通信設備統括管理者の職務を明確にしている上で、さらに経営責任者の職務を明確にする必要はあるのか(管理規程においては明記)

<検討会報告書>

- ・ 設備管理の複雑化に対し、設備管理体制の充実・強化を図る観点から、現場レベルの責任者である電気通信主任技術者に加え、経営レベルの安全管理責任者(電気通信安全統括管理者)の設置を義務づけることが必要である(P.18)

<構成員からの意見>

- ・ 情報通信ネットワークを管理する観点から事業法でも電気通信設備統括管理者を定めており、「経営責任者の職務」を記載する必要性はあるのか

○ 運用中の切替え/切戻しの定期的な実施(別表第2 第3. 1. (5) カ)

- 一 切替え/切戻しの確認はシステム設計中に行うものであり、稼働中に行うのは問題があるのではないか

<検討会報告書>

- ・ サービス提供に支障が生じない設備(交換設備や加入者情報管理設備等)は、定期的に予備系への切替を実施しているが、サービス提供に影響がある設備は、予備系への定期切替は実施しておらず、装置やソフトウェアの更改など、利用者に影響がある作業時に実施している者がいるところである(P.35)

<構成員からの意見>

- ・ 冗長構成の機器の切替は維持運用で実施すべきものではない
- ・ 商用NWで定期的に切替試験を行うことは非現実的。本来、設計・導入フェーズで確認すべき事柄である

- (1) 国民生活に重要な役割を果たすサービスを提供する回線非設置事業者が参照すべき基準の選定及び適用すべき実施指針の検討
- (2) 「管理規程」、「安全・信頼性基準」の記載事項等の整合性の確保に関する検討

【検討事項(続き)】

○ サプライチェーン・リスクの考え方

- ー サイバーセキュリティ2013(情報セキュリティ政策会議策定)において、サプライチェーン・リスクへの対応に関して明記されており、今年度決定予定のサイバーセキュリティ2014においても明記されることから、本基準にも反映させる必要があるが、どのように反映させるか(新項目又は既存項目対応)

<サイバーセキュリティ2014>

- ・ 内閣官房において、サプライチェーン・リスクへの対応に関する情報収集等を行い、各府省庁と情報を共有するなどにより、政府機関統一基準群における関連規定の適切な運用を図る(P.5)

<重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る「安全基準等」策定指針(第4版)対策編>

- ・ セキュリティ要件の実装に付随する機器に係る対応
サプライチェーンにおける情報セキュリティを考慮した機器の調達(信頼のできるベンダーから調達する等)(P.20)

(参考) 電気通信事業法に規定する電気通信設備の概念

電気通信設備 (電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 (法第2条))

回線以外

端末設備

電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内であるもの(法第52条)

伝送路設備と一体として設置されない
交換設備

伝送路設備と一体として設置されない
交換設備

伝送路設備と一体として設置されない
交換設備

回線部分

電気通信回線設備

送信の場所と受信の場所との間を接続する**伝送路設備**及び**これと一体として設置される交換設備**並びにこれらの**附属設備**
(法第9条)

附属設備

伝送路設備及び交換設備が有効に機能するために必要な設備(逐条解説)

交換設備

通信経路の設定を行う設備(逐条解説)

伝送路設備

電氣的な手段により情報の伝達を行う設備(逐条解説)

線路設備

送受信を行う搬送装置

なし

自営電気通信設備

電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者からその電気通信設備(端末設備以外のものに限る。(法第70条))

回線設置事業者

回線非設置事業者

電気通信事業者以外

(参考)安全・信頼性検討作業班スケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
安全・信頼性検討作業班		8/7(木) ☆① (1) 新区分の追加 (2) 新管理規程との整合性確保 (4) 利用者への情報提供・公開	9/26(金) ☆②		11/11(火) ☆③ ☆④ 作業班報告書 とりまとめ					
IPネットワーク 設備委員会		☆ 作業班立上げ 7/23(水)				☆ 報告書案提示	☆ 報告書確定			
技術分科会 情報通信							☆ 答申(案)の審議 1/30(金)			

